

神奈川県地域未来投資促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米国関税政策による不安定な国際経済環境や日産自動車追浜工場の生産縮小等県内の経営環境も厳しい状況にある中にあっても、地域未来投資促進法に基づく神奈川県基本計画（第2期）（以下「基本計画」という。）の趣旨に鑑み、新たな取組・分野への投資により本県の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対し高い経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する県内企業が行う施設又は設備（以下「施設等」という。）への投資に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「中小企業者」とは、県内に補助事業を実施する工場・施設等を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号に規定する者とする。
- (2)「補助事業者」とは、中小企業者のうち、前条に規定する地域経済を牽引する県内企業であって、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とし、当該事業に要する経費に対して交付するものとする。

- (1)施設等への投資により補助事業者が行う新たな事業
- (2)神奈川県基本計画（第2期）に基づく「地域経済牽引事業」として承認を受け、事業計画期間中である事業、又は、交付決定の日までに承認を受ける見込みである事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の遂行に必要な別表に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

2 次の各号に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1)交付決定の日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものに係る経費
- (2)施設等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、電話代等に要する経費
- (3)商品券等の金券購入に要する経費
- (4)雑誌定期購読料、新聞代に要する経費
- (5)企業運営や施設運営に要する経費

- (6) 飲食に要する経費
- (7) 土地の取得、整地、賃借及び補償に要する経費
- (8) 車両の購入、修理、車検に要する経費
- (9) 税務申告及び決算書の作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用並びに訴訟等のための弁護士費用
- (10) 振込手数料
- (11) 公租公課
- (12) 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (13) 汎用性があり、補助金の目的外使用になり得るパソコン、プリンタ等の購入に係る経費
- (14) 中古品の購入に要する経費
- (15) その他、知事が不相当と認める経費

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、1,000万円を限度とし、その算出方法は、第3条に規定する事業に要する経費の3分の1以内の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独

の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第7条 規則第3条第1項の規定による神奈川県地域未来投資促進事業補助金交付申請書の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、「神奈川県地域未来投資促進事業補助金交付申請書（様式1）」に定めるところによる。

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経営を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらさず、かつ、

補助目的の達成に支障がない事業計画の細部の変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認)

第 10 条 前条第 1 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県地域未来投資促進事業補助金変更承認申請書（様式 2）」に変更の内容及び理由を記載して知事に提出しなければならない。

(中止、廃止の承認)

第 11 条 第 9 条第 2 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県地域未来投資促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式 3）」に中止、廃止の内容及び理由を記載して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げができる期間)

第 12 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取り下げができる期間は、交付の決定の通知を受領した日から 10 日を経過した日までとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年 10.95%の割合で計算し

た加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

第14条 規則第10条の規定による状況報告は、知事の要求があったときはすみやかに「神奈川県地域未来投資促進事業補助金実施状況報告書(様式4)」を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、「神奈川県地域未来投資促進事業補助金実績報告書(様式5)」にて知事が別に定める日までに行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類

期 間

別表に該当する取得財産 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該期間が10年を超えるときは10年)

- 2 補助事業者は、前項に規定する期間内において、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を処分しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、取得財産の処分について承認又は不承認を決定し、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の

完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称を変更したとき
- (2) 代表者を変更したとき
- (3) 法人番号を変更したとき
- (4) 住所を変更したとき
- (5) 事業実施場所を変更したとき

（細目）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月18日から施行する。

別 表

補助対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産設備、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業所、原材料置場、その他補助事業の実施に不可欠と認められる建物
設 備	建物に付随する構造物、機械装置、器具・備品、システム・ソフトウェア

上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費を含む。

様式 1

神奈川県地域未来投資促進事業補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者 職・氏名

神奈川県地域未来投資促進事業補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。
なお、提出書類の内容に虚偽がないことを誓約します。

- 1 補助事業計画書（別紙 1）
- 2 資金支出内訳表（別紙 2）
- 3 収支予算書（別紙 3）
- 4 役員等氏名一覧表（別紙 4）
- 5 申請する経費の見積書
- 6 県税の未納がないことを証する納税証明書（納期が到来しているが納期限を迎えていない課税がある場合は、県税に滞納がないことを証明する納税証明書）

※別紙 1～4 については、別に定める「神奈川県地域未来投資促進事業補助金 公募要領」に定める様式を使用すること。

様式 2

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者 職・氏名

神奈川県地域未来投資促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた地域未来投資促進事業補助金に係る事業について次のとおり変更したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

様式 3

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者 職・氏名

神奈川県地域未来投資促進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた地域未来投資促進事業補助金に係る事業について次のとおり中止（廃止）したいので申請します。

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

様式 4

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者 職・氏名

神奈川県地域未来投資促進事業補助金実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた地域未来投資促進事業補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況について次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

様式 5

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

名 称

代表者 職・氏名

神奈川県地域未来投資促進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた地域未来投資促進事業補助金に係る補助事業の実績について次のとおり報告します。

区 分	金 額
A 交付決定額	
B 補助金確定額	
C 差引額 (A－B)	

1 補助事業の着手日及び完了日

着手日	令和 年 月 日
完了日	令和 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助事業報告書（別紙 5）
- (2) 収支決算書（別紙 6）
- (3) 支払完了報告書（別紙 7）
- (4) 支出を証する書類

※別紙 5～7 については、別に定める「神奈川県地域未来投資促進事業補助金 公募要領」に定める様式を使用すること。

補助金受入口座

銀行名	金融機関 コード	店名	支店 番号	種別	口座番号	口座名義人 (カナ)
				普通 ・ 当座		